

保存期間 5 年

通達乙警第649号

通達乙生総第419号

通達乙刑総第145号

通達乙交総第219号

通達乙公第134号

令和 7 年 6 月 5 日

本部内各部課長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

地方公共団体からの犯罪被害等に関する照会への対応について

犯罪被害者等に対する犯罪被害者等支援事業に伴う地方公共団体からの犯罪被害等に関する照会への対応については、下記のとおりとするので、誤りのないようにされたい。

記

1 目的

犯罪により被害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）への支援のため、犯罪被害者等の申請により地方公共団体が実施する見舞金等支給制度をはじめとする経済的な負担の軽減等を目的とした犯罪被害者等支援事業（以下「支援事業」という。）に伴う警察への照会に対し、適正かつ公平な対応を図り、支援事業の円滑な運用に資することを目的とする。

2 基本方針

支援事業の適否を判断するための地方公共団体からの照会に対しては、適正な情報の提供に十分配慮するとともに、犯罪被害者等が適切に支援事業を受けられるよう、正確かつ速やかに対応することを基本とする。

3 支援事業の実施に伴う地方公共団体からの照会への対応

(1) 対応窓口

支援事業に伴う地方公共団体からの照会に関する対応窓口は、照会に係る事案を取り扱った警察署及び交通部高速道路交通警察隊の犯罪被害者支援係（以下「警察署等」という。）とする。

(2) 照会対応要領

地方公共団体から照会があった際は、地方公共団体に支援事業の申請をした者（以下「申請者」という。）が作成した同意書（地方公共団体による警察への照会に同意した書面）及び照会書（申告内容が記載された書面）等申請内容を担保する書類の写しの提出を受けるものとする。

照会を受理した警察署等は、別記様式第1号犯罪被害者等支援事業関係回答書（以下「回答書」という。）により回答する。

なお、回答事項については次に掲げるものとする。

ア 事件として受理している場合

(ア) 警察における事件受理の有無。受理していれば受理年月日、受理番号、受理罪名を回答する。

(イ) 申請者が、当該地方公共団体に対して行った犯罪被害に係る申告内容と警察への犯罪被害に係る申告内容との相違の有無を回答することとし、相違があれば、捜査に支障のない範囲で相違事項の概要を回答書に記載する。

(ロ) 犯罪被害者等が地方公共団体へ申請するに際し必要な情報については、被害者連絡制度に基づき、捜査に支障のない範囲で口頭回答する。

イ 事件として受理していない場合

受理事件無しとして回答する。

ウ 県外自治体からの照会

本通達に準じて対応する。

(3) 警務部警務課犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）への報告

警察署等は、地方公共団体からの照会を受理した際は、照会書等申請内容を担保する書類及び当該回答書の写しを、犯罪被害者支援室に送付する。

犯罪被害者支援室は、地方自治体からの照会経過を明らかにするため、別記様

式第2号「被害者支援関係照会管理簿」を備え、記録する。

(4) 警察署等における記録の管理

警察署等は、地方公共団体からの照会書等の原本及び回答書の写しについては、前記(3)同様、別記様式第2号「被害者支援関係照会管理簿」を備え、記録する。

4 留意事項

(1) 警察署等は、地方公共団体からの照会に係る回答に当たっては、捜査に支障が生じないように、事件担当課と十分協議すること。

(2) 支援事業の実施に係る認定は地方公共団体が行うものであることから、地方公共団体から支給要件の該当性や、国が支給する犯罪被害者等給付金対象事案の可否等について意見を求められた場合であっても、当該意見等は厳に慎むこと。

(3) 地方公共団体から提出を受ける同意書と照会書については様式を定めないが、申請者と被害者の関係性が不明瞭な場合は、関係性について照会元に確認を求めること。

(4) 犯罪被害者等の経済的負担を早期に軽減するための施策であり、警察からの回答が遅延した等の理由により、早期認定に支障が生じることがないように留意すること。

(5) 警察署等は、回答の作成について疑義が生じたときは、犯罪被害者支援室と協議すること。

5 その他

地方公共団体から、支援事業の除外事由となる暴力団該当性に関する情報提供を求められた場合には、暴力団排除等のための部外への情報提供要領（令和3年組対第38号）に基づき対応することとなるので、刑事部組織犯罪対策第一課又は警察署刑事課組織犯罪対策係を窓口として教示すること。

別記様式第2号

被害者支援関係照会管理簿

(年)

[illegible]